

## 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年12月7日付けで提起した処分庁による平成29年11月22日及び28日付け生活保護停止処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成■年■月■日、処分庁は、請求人世帯に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成29年11月6日、処分庁は、自己判断で病院受診を中断している請求人に対し、今後の援助方針を決定するためにも病状や稼働能力を確認する必要があることから、受診するよう、法第27条の規定に基づく口頭指導を行った。当該指導に対し受診を拒否する請求人に、処分庁は、法第28条第1項の規定に基づく検診命令（以下「検診命令」という。）を行うこと、及びこれに従わない場合には保護の停廃止があり得ることを説明した。
- 3 平成29年11月7日付けで、処分庁は、請求人に対し、検診命令書（平成29年11月7日付け交付第73号）を郵送により交付した。
- 4 検診命令による指定日の平成29年11月17日に、請求人は、検診命令に応じず、検診を受けなかった。
- 5 平成29年11月21日、処分庁は、ケース診断会議において、同月28日に法第62条第4項の規定による弁明の機会を設けた上、請求人が検診命令に従わなかつたことに正当な理由がない場合には保護を停止する方針を決定した。
- 6 平成29年11月22日付けで、処分庁は、請求人に対し、保護停止通知書（平成29年11月22日付け指令第73号）を、同月24日付けで弁明の機会の付与に係る文書を交付した。

- 7 平成29年11月28日、請求人は、弁明の機会の場において、検診命令は法第27条第3項に反する指導であり検診命令自体が無効なものである旨、及び法第28条に検診命令はない旨主張し、また、保護停止は無効であり、停止の取消しがなければ不服申立てや裁判を行う旨申述した。処分庁は、請求人が検診命令に従わなかつた正当な理由がないと判断し、同日付けで保護の停止を決定し、請求人に保護停止通知書（平成29年11月28日付け指令第73号）を交付した。
- 8 平成29年12月7日付けで、請求人は、宮崎県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

請求人の主張は、処分庁は、請求人の合意を得ずに検診命令書を郵送し、また、請求人が苦痛や不快感を伴う異常が体になく生活を維持できているにもかかわらず、自己判断で不必要的検診命令を出しており、本件処分に至る正当な理由がないことから、本件処分の取消しを求める、というものである。

##### 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、以下の理由から、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである、というものである。

- (1) 請求人は、求職活動を積極的に行っているとは言えず、また、保護開始時に[■]により病院を受診していたが[■]、稼働能力の確認ができていない。また、[■]も疑われることから、今後の援助方針を決定するためにも、請求人の健康状態を確認する必要があった。
- (2) 請求人は、法第27条に基づく口頭指導、法第28条に基づく検診命令に従わず、また、弁明の機会を設けたが、命令に従わない正当な理由もなかつたことから、保護の停止を決定した。

#### 理由

##### 1 生活保護制度に係る法令等の規定について

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており（法第1条）、知事及び市長等は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている（法第19条第1項）。

また、その実施に当たっては、法に定めるもののほか、以下の国の担当機関が発出し

た通知等に従い、運用しているものである。

- ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）
- ・生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）

#### (1) 検診命令について

法第28条第1項において、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、（中略）当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる」と規定している。

また、局長通知第11-4-(1)において、要保護者の健康状態等を確認するため検診を命ずべき場合としてアからクまでを挙げつつ、「なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴すこととし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。）の技術的助言を求める」と規定されている。

なお、検診命令書の発行に当たっては、局長通知第11-4-(3)により、原則として検診を受ける者に直接交付するものとし、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わない場合には、保護の停止若しくは廃止をされることがある旨伝えることとなっている。

#### (2) 検診命令に従わない場合の取扱いについて

法第28条第5項において、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による（中略）医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる」と規定している。

また、その場合の取扱いの基準については、課長通知第11-2において、法第28条第5項による処分を行うに当たり保護の変更によりがたい場合は保護を停止することとする旨示されており、その適用についても、課長通知第11-2-答5において、「保護の変更、停止又は廃止は処分を行うことを決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ期日を定めて検診命令を行った場合にはその定期日の翌日まで遡及して適用して差しつかえない」とされている。

## 2 本件処分について

- #### (1) 本件処分は、保護開始時には [REDACTED] により通院していた請求人が [REDACTED] [REDACTED] し、また、[REDACTED] ことから、処分庁は、請求人の健康状態を確認し今後の援助方針を決定する必要があると判断し、検診命令を行ったが、請求人がこれに従わなかつたことを理由に行われたものである。

なお、要保護者に対する保護の実施機関の援助方針については、局長通知第12-4

のとおり、要保護者の生活状況を踏まえ自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定することとされており、策定した援助方針は要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めることとされている。また、被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこととされている。

(2) 請求人に対する平成29年3月27日付け援助方針は、「1. [REDACTED]

[REDACTED] 請求人の [REDACTED]

[REDACTED] されており、法第27条の規定に基づく口頭指導にも従わず、援助方針1は遂行されていない状態にある。

また、援助方針2にある病状調査についても、請求人が病院を受診していないことから適切な調査を行えず、稼働能力の有無の確認ができていない。請求人は、自身に病院受診は必要ないと主張しつつも、積極的な求職活動も行っていないことから、処分庁は、就労に関する適切な指導を行うためにも、病院受診が必要であると判断した。

上記のことから、局長通知第11-4-(1)の「ア 保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき」及び「キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき」に該当するため、処分庁が検診命令を行ったことは理由がある。

また、請求人は、検診命令が請求人の合意を得ずに行われていることを主張しているが、法第28条第1項の規定による報告、調査及び検診は、要保護者の事情に即した有効かつ適切な保護を実施し、当該要保護者の最低限度の生活の保障、自立助長のために行われるものであることから、同項の規定による検診は本人の同意の有無にかかわらず行うことができるものとされている。したがって、この点については何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

(3) しかし、上記1(1)のとおり、検診を命ずる際には、事前に嘱託医の意見を徵するとされているところ、処分庁は当該手続きを行っておらず、これは不当であると言わざるを得ない。

これに関し、処分庁は、「審理関係人への質問について（回答）」（平成30年4月6日付け[REDACTED]第29-626号）において、主治医より受診を勧められた旨述べており、また、ケース記録票において、平成29年10月13日に[REDACTED]の職員が主治医に接触した際の情報提供を受けている旨の記載があるが、当該事実をもって局長通知に則した適当な手続を行ったとは判断し難い。

また、検診命令書の交付方法をみると、処分庁はこれを郵送により発行しているが、上記1(1)で述べたとおり、検診命令は検診を受けるべき者に対して直接交付することが原則とされており、これはかかる方法によることで、検診命令の内容及びこれに従わないときに検診を受けるべき者が受け得る不利益を確実に伝えることを目的とするものである。したがって、特段の理由もなく、局長通知で定める手続きによらず

に郵送によって検診命令書を交付した点においても、本件検診命令には手続面の不当性が認められる。

上記のとおり、本件検診命令には手続面において不当性があり、このような不当な手続きを経て行われた検診命令に従わなかつたことを理由として行われた本件処分もまた、不当であると言わざるを得ない。

(4) その他、処分庁は、「事案の概要」6及び7のとおり、平成29年11月22日付けで保護停止通知書を交付し、同月28日に弁明の機会を設けたが、請求人が検診命令に従わなかつた正当な理由がないと判断し、同日付けで再度、保護停止通知書を交付している。

しかし、そもそも法第28条第5項に基づく処分は、法第62条第3項に基づく処分とは異なり、弁明の機会の設定は不要であり、仮に、当該機会の付与が、本件処分が請求人に与える影響を踏まえ処分庁の行政判断により行われたものであったとしても、保護の変更、停止又は廃止は、当該機会の付与を経て決定されるべきものであるから、それ以前に停止決定を通知し、さらにその後再度保護停止通知書を交付したことは、法の趣旨に沿ったものとは言い難い。

なお、上記1(2)のとおり、検診命令違反による処分は、処分を行うことを決定した日から適用することが原則であり、あらかじめ期日を定めて検診命令を行った場合にはその指定期日の翌日まで遡及して適用することも差しつかないとされているが、本件処分においては、適用日を特段の理由なく翌月1日からとしており、この点においても不適法である。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年9月11日

審査庁 宮崎県知事 河野俊嗣

